

第40号議案

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成26年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域内の制限を追加するため、この
条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年芦屋市
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 地区整備計画の区域の表中

「

1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更) (平成25年芦屋市告示第113号 変更)

」

を

「

1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更) (平成25年芦屋市告示第113号 変更) (平成26年芦屋市告示第16号 変更)
--

」

に改める。

別表第2 地区計画区域内の制限 1 南芦屋浜地区地区整備計画区域の表キの項
を次のように改める。

キ	建 築 物 の	(7) 最 高 限 度	(1) 10 メ ー ト ル か つ 軒 の 高		(1) 15 メ ー ト ル (2) 建築	(1) 12 メ ー ト ル (2) 建築		40メ ー ト ル				
---	------------------	-------------------------	---	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------	--	--	--	--

高さの最高限度	さ7メートル (2) 建築物の各部分の 高さは当該部分から 前面道路の反対側の 境界線又は隣地境界 線までの真北方向の 水平距離を0.6を乗 じて得たものに5メ ートルを加えたもの		物の各部分の高さは 当該部分から前面道 路の反対側の境界線 又は隣地境界線まで の真北方向の水平距 離が4メートル未満 の範囲にあっては当 該水平距離に1.25 を乗じて得たものに 5メートルを加えたも のとし、真北方向の 水平距離が4メー トル以上の範囲にあ っては当該水平距離 から4メートルを減 じたものに0.6を乗 じて得たものに10 メートルを加えたもの	物の各部分の高さは 当該部分から前面道 路の反対側の境界線 又は隣地境界線まで の真北方向の水平距 離が4メートル未満 の範囲にあっては当 該水平距離に1.25 を乗じて得たものに 5メートルを加えたも のとし、真北方向の 水平距離が4メー トル以上の範囲にあ っては当該水平距離 から4メートルを減 じたものに0.6を乗 じて得たものに10 メートルを加えたもの					
	(4) 例外								

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域内の制限を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 都市計画決定の告示番号の追加（別表第1関係）

南芦屋浜地区地区計画の都市計画の変更に伴い、変更告示の告示番号を加える。

(2) 地区計画区域内の制限の追加（別表第2関係）

南芦屋浜地区地区計画の都市計画の変更に伴い、マリーナ地区における建築物の高さの最高限度を40mとする。

3 施行期日

平成26年7月1日